

京都大学学系・学域・全学教員部設置準備委員会要項

(平成28年1月6日総長裁定)

第1 京都大学に、学系、学域及び全学教員部の設置に関する重要事項を審議するため、別表左欄に掲げる設置準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 委員会に委員長を置き、総長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

第3 委員会に関する事務は、別表右欄に掲げる事務本部の部、共通事務部又は部局事務部において処理する。

第4 この要項に定めるもののほか、委員会の組織、議事の運営その他必要な事項は、委員会の委員長が定める。

附 則

この要項は、平成28年1月6日から実施する。

別表

設置準備委員会	事務本部の部、共通事務部又は部局事務部
文学系設置準備委員会	文学研究科事務部
教育学系設置準備委員会	教育学研究科事務部
法学系設置準備委員会	法学研究科事務部
経済学系設置準備委員会	経済学研究科事務部
人文学系設置準備委員会	人文科学研究所事務部
統合経済学系設置準備委員会	経済研究所事務部
数学系設置準備委員会	北部構内事務部
物理・宇宙物理学系設置準備委員会	北部構内事務部
地球惑星科学系設置準備委員会	北部構内事務部
純正化学系設置準備委員会	北部構内事務部
生物科学系設置準備委員会	北部構内事務部
地球工学系設置準備委員会	桂地区（工学研究科）事務部
建築学系設置準備委員会	桂地区（工学研究科）事務部
物理工学系設置準備委員会	桂地区（工学研究科）事務部
電気電子工学系設置準備委員会	桂地区（工学研究科）事務部
工業化学系設置準備委員会	桂地区（工学研究科）事務部
農学資源経済学系設置準備委員会	北部構内事務部
農芸化学系設置準備委員会	北部構内事務部
生物生産環境学系設置準備委員会	北部構内事務部

応用生物学系設置準備委員会	北部構内事務部
情報学系設置準備委員会	情報学研究科事務部
生命科学系設置準備委員会	生命科学研究科事務部
エネルギー科学系設置準備委員会	エネルギー科学研究科事務部
統合化学系設置準備委員会	宇治地区事務部
再生医科学系設置準備委員会	再生医科学研究所事務部
エネルギー理工学系設置準備委員会	宇治地区事務部
生存圏科学系設置準備委員会	宇治地区事務部
防災学系設置準備委員会	宇治地区事務部
基礎物理学系設置準備委員会	北部構内事務部
ウイルス学系設置準備委員会	ウイルス研究所事務部
数理解析学系設置準備委員会	北部構内事務部
複合原子力科学系設置準備委員会	原子炉実験所事務部
霊長類野生動物学系設置準備委員会	霊長類研究所事務部
生態フィールド学系設置準備委員会	北部構内事務部
基礎・社会医学系設置準備委員会	医学研究科事務部
臨床医学系設置準備委員会	医学研究科事務部
人間健康科学系設置準備委員会	医学研究科事務部
薬学系設置準備委員会	薬学研究科事務部
iPS細胞学系設置準備委員会	iPS細胞研究所事務部
人間・環境学系設置準備委員会	人間・環境学研究科事務部
地域研究学系設置準備委員会	東南アジア研究所等事務部
人文・社会科学域設置準備委員会	本部構内（文系）共回事務部
自然科学域設置準備委員会	宇治地区事務部
医・薬学域設置準備委員会	医学研究科事務部
学際学域設置準備委員会	人間・環境学研究科事務部
全学教員部設置準備委員会	総務部